

第4期医療費適正化計画の策定

1 計画の根拠等

根拠	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
目的	国民の高齢期における適切な医療の確保を図る観点から、医療費適正化を総合的かつ計画的に推進する
第4期計画期間	令和6年度から令和11年度までの6年間

2 国基本方針改正の概要

主な追加事項

区分	項目	概要
住民の健康の保持の推進	高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進	・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進
医療の効率的な提供の推進	医療資源の効果的・効率的な活用	・効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療についての普及啓発（抗菌薬の適正使用等） ・医療資源の投入量に地域差がある医療について、役割分担の明確化、連携体制の整備（外来化学療法 of 適正化等）
	医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進	・市町村が実施する在宅医療・介護連携推進事業の支援のための、データ分析、事例の横展開、関係団体の調整等 ・高齢者の骨折対策

3 医療費見込の推計

1 推計方法

区分	医療費の見込みの推計方法
入院	・病床機能の分化・連携の推進の成果を踏まえた推計
入院外等	・特定健診・保健指導の実施率の向上や後発医薬品の使用促進等による効果を反映

2 推計結果

（単位：億円）

区分	R6	R7	R8	R9	R10	R11
適正化前(a)	12,039	12,300	12,530	12,763	13,001	13,243
適正化後(b)	11,921	12,180	12,408	12,639	12,875	13,115
適正化効果(a-b)	118	120	122	124	126	128

4 第4期医療費適正化計画（案）の概要

○国基本方針の改正に即して、新規項目を追加 （下線が追記内容）

構成（章）	概要						
1 計画の基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> 「県民の生活の質の維持・向上を図る」という基本理念のもと、「健康寿命の延伸」、「県民幸福度の最大化」を目指す。 保健医療計画、健康増進計画、介護保険事業支援計画、国民健康保険運営方針等の健康福祉政策と調和を図り、保健・医療・介護・福祉の一体的な取組を推進 						
2 医療費の概況と取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 国民医療費の分析（診療種類、年齢階級、傷病分類等） 都道府県別国民医療費の分析（本県は全国的にも適正な医療費水準） <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>令和3年度</td> <td>本県</td> <td>全国</td> </tr> <tr> <td>一人当たりの医療費</td> <td>33万7,500円</td> <td>35万8,800円</td> </tr> </table>	令和3年度	本県	全国	一人当たりの医療費	33万7,500円	35万8,800円
令和3年度	本県	全国					
一人当たりの医療費	33万7,500円	35万8,800円					
3 県民の健康の保持の推進	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくりのビジョン・大目標 特定健診・特定保健指導等の実施による生活習慣病対策の推進 糖尿病等の重症化予防の推進 たばこ対策、予防接種の取組の推進 高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進 						
4 医療の効率的な提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> 病床機能の分化・連携、地域包括ケアシステムの構築 疾病・事業、在宅医療ごとの医療体制の構築 医薬品の適正使用、後発医薬品及びバイオ後続品の使用推進、医療資源の効果的・効率的な活用 医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進 						
5 医療費	<ul style="list-style-type: none"> 病床機能の分化・連携の推進成果等を踏まえた医療費の推計及び保険料の試算（医療費は本計画の事業実施・目標達成により、毎年概ね120億円程度抑制） 						
6 計画の進行管理	<ul style="list-style-type: none"> 進捗状況の公表や調査・分析、実績評価等を通じた計画の評価 計画の進行管理に向けた関係団体等の役割分担、健康増進計画や保健医療計画等に基づく推進体制の構築と取組の実践 						

○数値目標

項目	現状値	目標(令和11年度)
特定健康診査受診率	58.8% (R3年度)	70%
特定保健指導実施率	26.0% (R3年度)	45%
メタボ該当者及び予備軍の減少率(H20比較)	14.5%減少 (R3年度)	25%の減少
20歳以上の者の喫煙率	16.4% (R4年度)	14.0%
後発医薬品の使用割合(数量ベース)	80.6% (R3年度)	当面80%以上を維持※

※国が新たな政府目標を今後示す予定であり、国の目標に合わせ見直し予定

5 スケジュール

2023/12/20(水)	2023/12/27(水)～2024/1/24(水)	2024/2月～3月	2024/3月末
素案審議 (保険者協議会)	パブリックコメント 法定意見聴取	最終案審議 (保険者協議会)	策定公表